

寒風山トンネルにおける  
道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の  
通行制限の緩和に関する基本的考え方

令和3年10月  
高知県・愛媛県

## 目 次

1 制度の概要	1
(1) 基本的考え方(案)の位置づけ	1
(2) エスコート通行方式の概要	1
2 エスコート通行方式の基本的事項	1
(1) 隊列の構成	1
(2) 各車両の役割	2
(3) エスコート通行方式の詳細	2
(4) 走行速度等	2
(5) 道路管理者への連絡	3
(6) 集合場所における安全確認	3
3 車両に関する基本的事項	3
(1) 誘導車の手配	3
(2) 車両に装備すべき設備	4
4 運転者に関する基本的事項	4
(1) 運転者の手配者	4
(2) 運転者の要件	4
(3) 運転者の労務管理	4
(4) 運転者に対する安全教育訓練	4
5 その他	4
(1) 事故等発生時の初期対応	4
(2) レッカー車の手配等	5
(3) 緊急時の連絡体制	5
6 高知県及び愛媛県が指定する集合場所及び解散場所(別紙1)	6
7 通行車両通知(様式1)	10

## 1 制度の概要

### (1) 基本的考え方の位置づけ

本基本的考え方は、道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の通行制限の緩和※(以下「エスコート通行方式」という。)について、運送事業者は石油元売会社を通じて道路管理者に通行方法をあらかじめ通知し、通行直前に連絡するに当たって、当該通知・連絡を円滑に進めるため、道路管理者、石油元売会社が遵守すべき基本的な事項をとりまとめたものである。

※ 「道路法第46条第3項に基づく危険物積載車両の通行制限について」(平成28年8月26日付け国道車第16号国土交通省道路局長通達)

### (2) エスコート通行方式の概要

#### ① 対象車両

消防法別表第1第四類・引火性液体を積載する移動タンク貯蔵所(タンクローリー)

#### ② エスコート通行方式の適用条件

高知県及び愛媛県は、以下の全ての条件が満足されている場合に限り、災害時の寒風山トンネルにおけるタンクローリーの通行を認めることとする。

- ・ 災害発生時に、原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請がある場合
- ・ 高知県及び愛媛県が特に通行を認めた場合
- ・ タンクローリーの通行の安全を確保するために必要であると高知県及び愛媛県が認める措置が講じられている場合

#### ③ エスコート通行方式の対象トンネル

エスコート通行方式の対象トンネルは、寒風山トンネルである。

トンネル名	区分	道路管理者	路線名	所在地
寒風山トンネル	長大トンネル	高知県・愛媛県	国道194号	高知県・愛媛県

## 2 エスコート通行方式の基本的事項

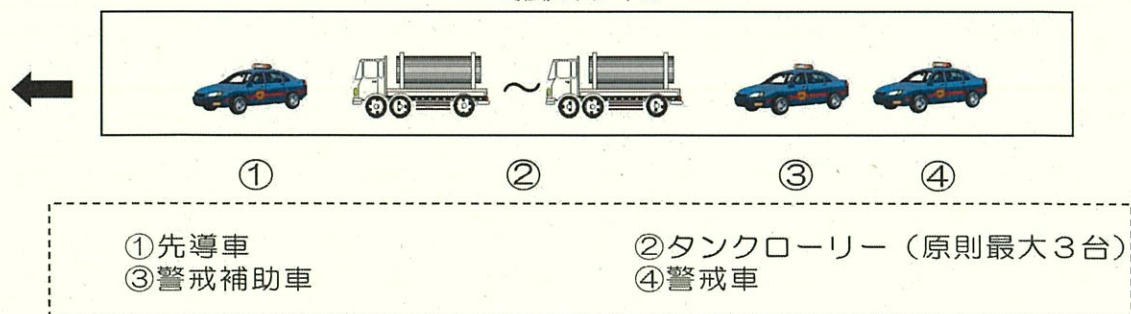
### (1) 隊列の構成

- ・ 隊列については、「①先導車」+「②タンクローリー(原則最大3台)」+「③警戒補助車」、「④警戒車」で構成することを原則とする。

ただし、政府災害対策本部等から大量の石油製品の供給要請がある場合、トンネル内での事故防止策を図ることを条件として、高知県及び愛媛県との協議により1隊列あたりのタンクローリーの台数を調整することができる。

- ・ 先導車の運転者を「誘導責任者」、警戒車の運転者を「副誘導責任者」とする。

寒風山トンネル



## (2)各車両の役割

### ① 先導車

- ・ 隊列の適正な走行速度の確保及び維持
- ・ 通行障害物(故障車・落下物等)発見時の即時対応(判断及び対処)
- ・ 即時対応として、隊列内の各車両に対する車線変更(走行車線→反対車線)、緊急停止等の指示

### ② タンクローリー

- ・ 自身が運転する車両の故障等発生等の即時対応(安全な速度での車両の停止、先導車等への連絡)
- ・ 車両火災発生時における初期消火活動

### ③ 警戒補助車

- ・ 車線変更時(通行障害物発見等)におけるタンクローリー等の走行スペースの確保及び後続車両の一時的な頭抑え
- ・ 後続車両に対する注意喚起(「車列への割り込み禁止」、「被災地支援燃料輸送中」等)
- ・ 緊急事象発生時における後尾警戒車の補助

### ④ 警戒車

- ・ 隊列の後尾を追走し、全車両の通行状況の確認
- ・ 後続車両に対する注意喚起(「車列への割り込み禁止」、「被災地支援燃料輸送中」等)
- ・ 緊急事態発生時における道路管理者への連絡

## (3)エスコート通行方式の詳細

### ① 通行区間

エスコート通行方式での通行区間は、寒風山トンネル手前の集合場所から通過後の解散場所までとする。

### ② 集合場所及び解散場所

- ・ 集合場所及び解散場所は高知県及び愛媛県が指定する場所とする。(別紙1のとおり)  
なお、集合場所の収容能力に応じ、高知県又は愛媛県がタンクローリーの台数を制限する場合がある。

### ③ 通行方法

- ・ 寒風山トンネルの通行に際しては、「車列内一般車両混在不可」、「自由走行不可」とする。
- ・ 寒風山トンネル内における隊列の通行について、当該トンネル内の走行車線又は対向車線に通行障害物がある場合は、エスコート通行方式による通行は認めないものとする。
- ・ 複数の隊列が寒風山トンネル等に連続して進入する場合における各隊列の本線進入(出発)時期は、高知県及び愛媛県と誘導責任者が集合場所において安全確認を完了し、かつ先行する隊列がトンネルの通過を完了した時点とする。

## (4)走行速度等

- ・ 隊列の走行速度は、当該道路の規制速度を上限とする。また、車間距離は液体を満載したタンクローリーが安全に停止可能となる距離とする。

#### (5) 道路管理者への連絡

##### ① 通行の協力要請【災害時】

石油元売会社は、災害時には政府災害対策本部を通じて高知県及び愛媛県に通行の協力要請を行うこととする。

##### ② 通行直前の連絡【災害時】

- ・ 運送事業者は石油元売会社を通じて、通行日の前日までに寒風山トンネル等を通行予定の車両の車両番号、サイズ(容量)、積荷、会社名、乗務員(運転手)の氏名、緊急連絡先等を記した「通行車両通知」(様式1)を1隊列ごとに取りまとめたうえで、当該トンネルの道路管理者に速やかに送付するものとする。
- ・ 通行直前の連絡については、原則として誘導責任者が行うこととする。

##### ③ 通行方法の通知【平時】

石油元売会社は、寒風山トンネルにおけるタンクローリーの通行の安全を確保するために必要な措置については、あらかじめ文書にて高知県及び愛媛県に通知し、了解を得ることとする。

#### (6) 集合場所における安全確認

- ・ 高知県及び愛媛県と誘導責任者は、集合場所において双方立ち会いのもとで「通行車両通知」に基づき隊列を確認する。
- ・ 誘導責任者は、「通行車両通知」の内容及び運転手の健康状態に問題が無いことを確認して、捺印(又はサイン)する。
- ・ 誘導責任者は、隊列が出発する前に道路管理者、所轄警察署及び所轄消防へ連絡をする。  
※連絡先は次のとおり。

	連絡先	電話番号
道路管理者	高知県中央西土木事務所維持管理課	088-893-2114
	愛媛県東予地方局建設部管理課	0897-55-4710
所轄警察署	高知県土佐警察署(交通課)	088-852-0110
	愛媛県西条警察署(交通課)	0897-56-5110
所轄消防	高知県仁淀消防組合消防本部(警防課)	088-893-3221
	愛媛県西条市消防本部(警防課)	0897-56-5119

### 3 車両に関する基本的事項

#### (1) 誘導車の手配

- ・ 誘導車(先導車、警戒補助車、警戒車)は、石油元売会社において手当てする。
- ・ 誘導車(先導車、警戒補助車、警戒車)は、軽自動車、普通自動車等の一般的な自動車とする。

## (2) 車両に装備すべき設備

### ① 周辺車両への周知のための装備

- ・ 警戒車及び警戒補助車には、車両後部(リアガラス、リアバンパー等)に注意喚起(「隊列への割り込み禁止」、「被災地支援燃料輸送中」等)を記載したカットティングシートを貼付する。
- ・ タンクローリーには、車両後尾に注意喚起(「隊列への割り込み禁止」、「被災地支援燃料輸送中」等)を記載したカットティングシートを貼付する。
- ・ 警戒補助車、警戒車には、注意喚起を促す装備を装着する。

### ② 外部との通信手段

外部との通信手段については、確実に連絡が取れる手段の選択及び機材の装備を行うこととする。

## 4 運転者に関する基本的事項

### (1) 運転者の手配

- ・ 運転者は、石油元売会社が運送業務を委託する運送事業者を通じて手配する。

### (2) 運転者の要件

- ・ 運転者は、原則として通行する時点で「改善基準告示」を逸脱しない者を充てることとする。
- ・ 運転者は各車両の運転に必要な資格保有者であり、かつ先導車、警戒補助車及び警戒車の運転者は訓練等により特殊車両等の誘導経験を有していること。
- ・ 運転者は、隊列での走行、非常時の対応(関係機関への連絡、消火栓・消火器等の取り扱い等)に関する安全教育訓練を受講し、当該訓練修了者のみが隊列の運転に参加可能とする。

### (3) 運転者の労務管理

- ・ 運転者の労務管理は、石油元売会社が運送業務を委託する運送事業者が行う。
- ・ 誘導責任者は、隊列の集合場所において、「改善基準告示」と運転手の健康状態について確認する。

### (4) 運転者に対する安全教育訓練

先導車、タンクローリー、警戒補助車及び警戒車の運転者に対する安全教育訓練は、石油元売会社が単独若しくは連携し、必要に応じて道路管理者等の協力を得て実施する。なお、安全教育訓練の内容については、隊列での走行、非常時への対応(関係機関への連絡、消火設備等の取り扱い等)とする。

## 5 その他

### (1) 事故等発生時の初期対応

- ・ 火災が発生した場合、タンクローリーの運転者は自身の安全を確保できる状況にあることを確認したうえで、タンクローリーに設置されている自動車用消火器(消火剤：霧状の強化液、CO2等)、トンネル内の消火設備により初期消火を行う。
- ・ 誘導責任者又は副誘導責任者は、火災発生後直ちに消防機関及び道路管理者に連絡する。

(2) レッカー車の手配等

- ・ 運送事業者は、寒風山トンネルにおいて手配するレッカー会社をあらかじめ決定し、「通行車両通知」に記載する。事故や故障時等により車両に不具合が生じた場合には、当該会社に対して速やかに事故車の回収・移動を依頼する。
- ・ 運送事業者が依頼するレッカー会社が車両の手配に時間を要する場合、速やかに各道路管理者にレッカー車の手配を依頼する。

(3) 緊急時の連絡体制

事故等の緊急の事態が生じたときは、誘導責任者は速やかに「通行車両通知」(様式1)に記載の関係機関に連絡する。

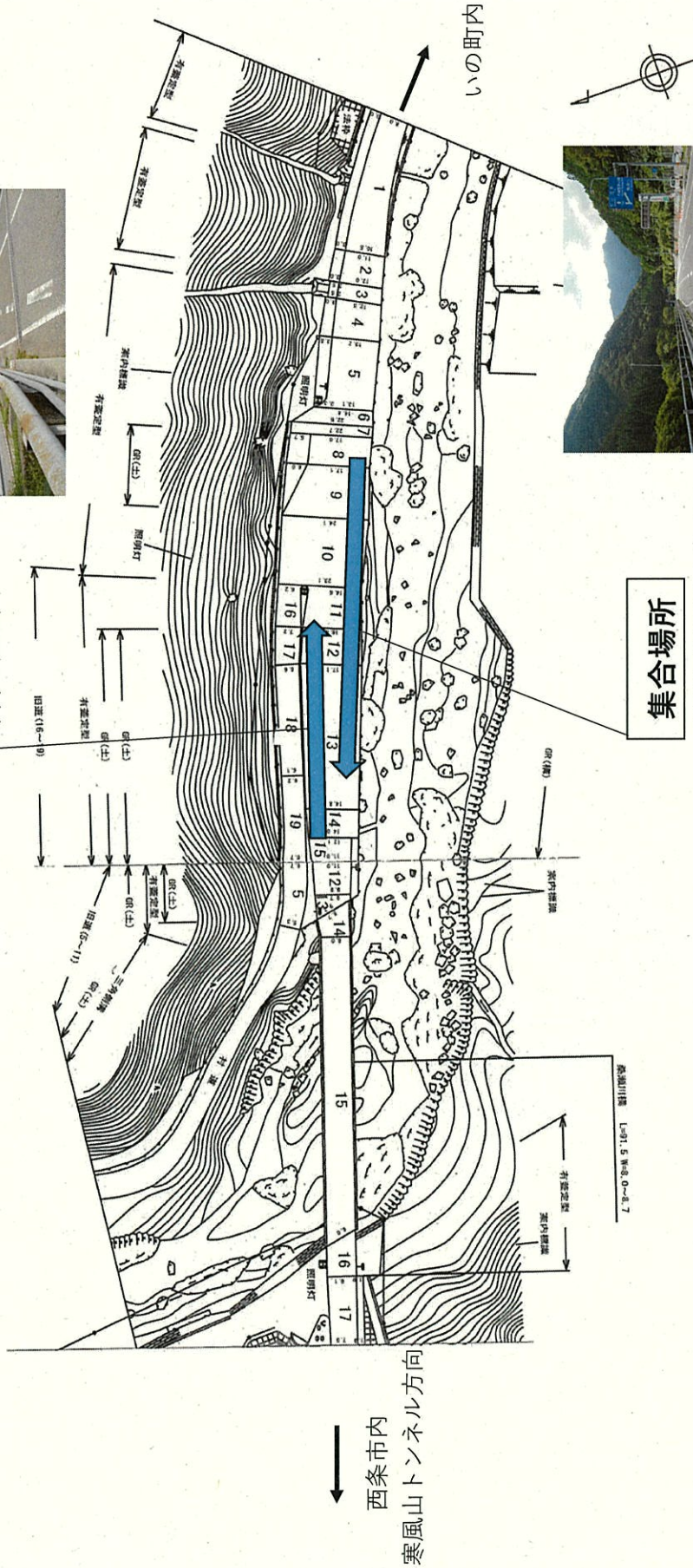




集合場所及び解散場所【高知県側】

※トンネルから西約120m





**解散場所**

滞留可能延長 7.5 m

**集合場所**

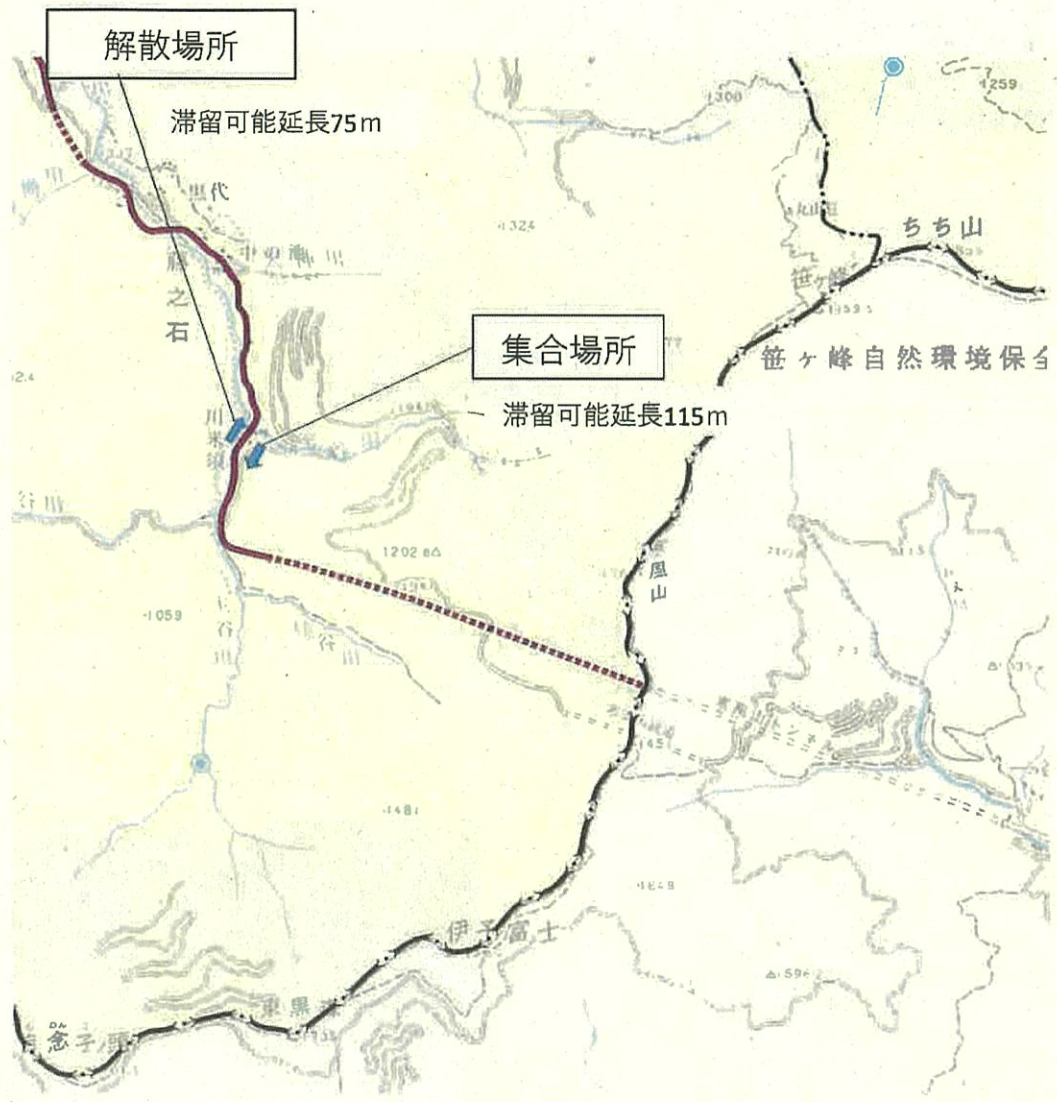
滞留可能延長 110 m

※ タンクローリー16.5m3台、乗用車4.7m3台、車間2mとした場合、73.6mが必要

車間2m	車間2m	車間2m	車間2m
4.7m	16.5m	16.5m	4.7m
先導車	タンクローリー	タンクローリー	警戒補助車警戒車

集合場所及び解散場所【愛媛県側】

※トンネルから北1 km

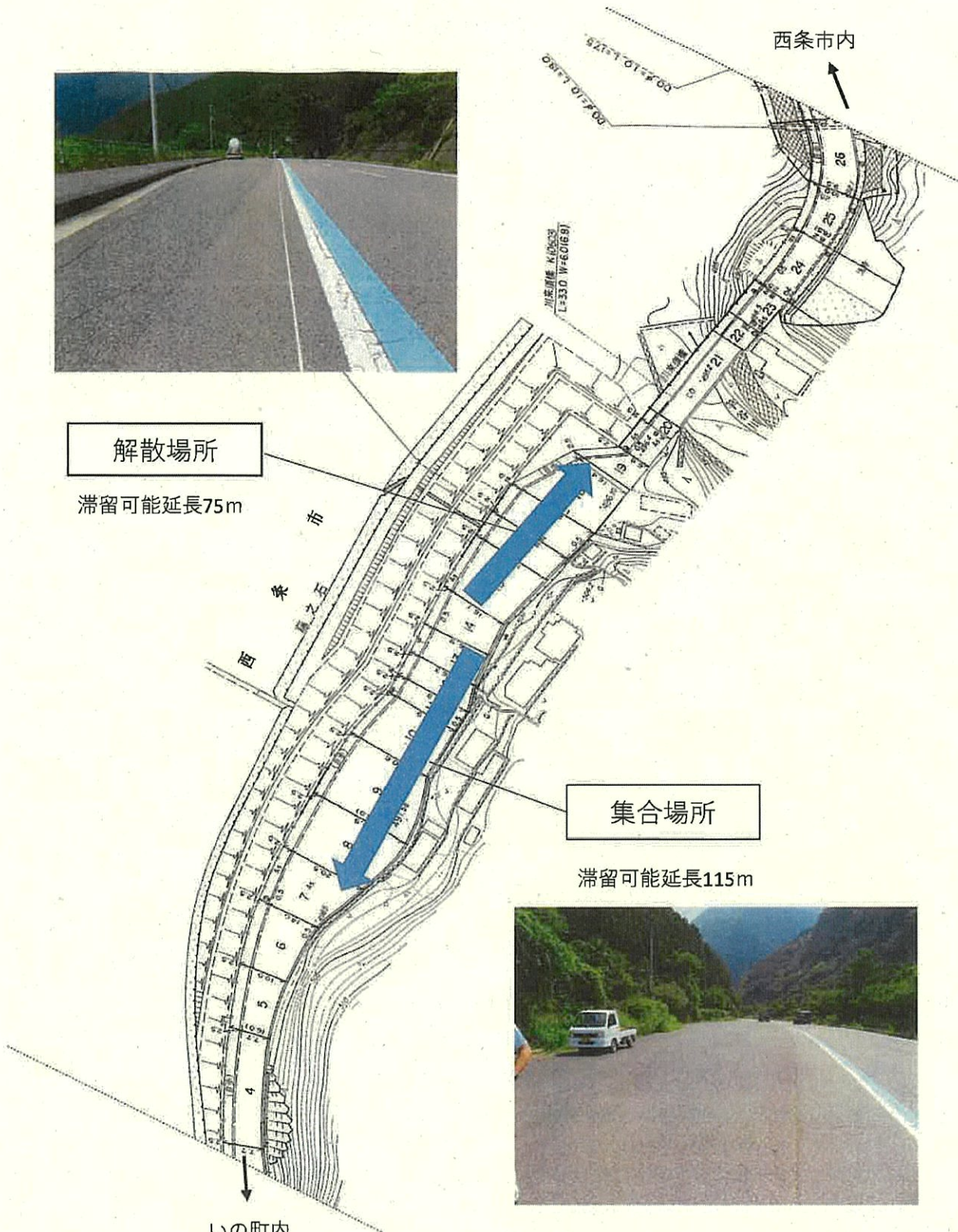




西条市内

解散場所  
滞留可能延長75m

集合場所  
滞留可能延長115m



いの町内

寒風山トンネル方向

※ タンクローリー16.5m3台、乗用車4.7m3台、車間2mとした場合、73.6mが必要

車間2m	車間2m	車間2m	車間2m	車間2m	車間2m
4.7m	16.5m	16.5m	16.5m	4.7m	4.7m
先導車	タンクローリー	タンクローリー	タンクローリー	警戒補助車	警戒車

通行車両通知

年 月 日 No.×××

(トンネル道路管理者) 御中

(通知者/元売・ローリー運行会社等社名)  
(住所・電話番号)  
(通知責任者名) 印

年 月 日( ) (時間帯:〇〇時〇〇分 ~ ××時××分)に、  
隊列の集合場所を(集合場所名)、解散場所を(解散場所名)として、寒風山トンネルを  
危険物積載車両が通過いたしますので、お知らせいたします。  
通行する車両の明細、出発に際しての事前の連絡先、緊急時の連絡体制は下記のとおりです。  
また、各タンクローリーの出発地、経路、目的地は添付のとおりです。

記

1. 通行車両明細 → 集合場所現地確認 (確認年月日: 、確認者氏名: )

編成	車両			会社名		乗務員 (運転手)		積荷		
	ナンバー	単車/ トレーラー	最大 積載量 (KL)	会社名	電話番号	氏名	携帯電話番号	ガソリン (KL)	灯油 (KL)	軽油 (KL)
先導車		-	-					-	-	-
ローリー1										
ローリー2										
ローリー3										
警戒補助車		-	-					-	-	-
警戒車		-	-					-	-	-

※ タンクローリーや警戒補助車等が上記のほかに加わる場合、下表を使用すること。


2. 出発事前連絡

隊列の誘導責任者もしくは副誘導責任者 (上記1.の太枠の者。これらが連絡できない場合はいずれかのタンクローリーの運転手) は、出発前に以下、道路管理者、所轄警察署及び所轄消防に連絡すること。

道路管理者	高知県中央西土木事務所維持管理課	088-893-2114
	愛媛県東予地方局建設部管理課	0897-55-4710
所轄警察署	高知県土佐警察署 (交通課)	088-852-0110
	愛媛県西条警察署 (交通課)	0897-56-5110
所轄消防	高知県仁淀消防組合消防本部 (警防課)	088-893-3221
	愛媛県西条市消防本部 (警防課)	0897-56-5119

3. 緊急連絡体制

隊列の通行に関して緊急の辞退が生じた場合には、誘導責任者もしくは副誘導責任者 (これらが連絡できない場合にはいずれかのタンクローリーの運転手) は、以下の連絡先に迅速に連絡をすること。また必要に応じて(3)所轄警察署及び(4)所轄消防署にも連絡すること。

事故や故障で通行車両が走行不能となり、通行者自らがレッカー車を手配する場合は、(5)に連絡すること。道路管理者の斡旋を受ける場合は、上記2.の連絡先に連絡すること。

緊急の場合には、(1)道路管理者より誘導責任者もしくは副誘導責任者に連絡が入る場合がある。連絡があった場合は安全を確認して隊列を停止し、その連絡に対応すること。なお走行中の連絡対応、トンネル通行中の隊列の停止及び連絡対応はしないこと。

(1) 道路管理者

高知県中央西土木事務所維持管理課	088-893-2114
愛媛県東予地方局建設部管理課	0897-55-4710

(2) 隊列責任者 (通知者)

--	--

(3) トンネル所轄警察署

高知県土佐警察署 (交通課)	088-852-0110
愛媛県西条警察署 (交通課)	0897-56-5110

(4) トンネル所轄消防

高知県仁淀消防組合消防本部 (警防課)	088-893-3221
愛媛県西条市消防本部 (警防課)	0897-56-5119

(5) レッカー会社 (通行者自らがレッカー車を手配する場合)

--	--

(6) タンクローリー運行会社、誘導車運行会社

「1. 通行車両明細」を参照

4. その他 各タンクローリーの出発地、経路、目的地を添付。

以上

